令和６年４月１日
水上村告示第65号

水上村移住支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　水上村は、水上村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、水上村内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するために行う移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）等から水上村に移住した者が移住支援金の要件を満たす場合に、予算の範囲内において水上村移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することとする。

当該支援金の交付については、水上村補助金等交付規則（平成12年水上村規則第１号）及び熊本県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（支給対象者）

第２条　支援金の支給対象者は、第１号に定める要件を満たす者のうち、第２号、第３号、第４号又は第５号の要件を満たす申請者とする。

（１）　移住等に関する要件

２人以上の世帯の場合にあっては、次に掲げるア、イ、ウ及びエに該当し、単身の場合にあっては、次に掲げるア、イ及びエに該当すること。

ア　移住元に関する要件

次に掲げる事項のａ、ｂ、ｃ及びｅ又はｄ及びｅに該当すること。

ａ　住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算５年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成 22 年国勢調査から令和２年国勢調査の人口減少が 10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

ｂ　住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。）。

ｃ　ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東

京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

ｄ　住民票を移す直前に、熊本県内を除く、三大都市圏を始めとする都市地域等のうち、条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法又は小笠原諸島振興開発特別措置法（同法の指定区域をいう。以下同じ。）以外の地域に居住していたこと。

ｅ　移住元で税金・保険料・使用料等を滞納していないこと。

イ　移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ａ　支援金の申請時において、転入後６か月以上、１年以内であること。

ｂ　水上村に、支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

ｃ　転入後、分館活動への参加等、地域と関りをもつことに努める意思があること。

ウ　世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ａ　申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

ｂ　申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ｃ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、支援金の申請時において、転入後１年以内であること。

エ　その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ａ　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと（２人以上の世帯にあっては、世帯員も同様とする。）。

ｂ　日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第 71 号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

ｃ　申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。

ｄ　その他水上村長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（２）　就業に関する要件

一般の場合にあっては、アからキに該当し、プロフェッショナル人材事業

又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した場合にあっては、ア及びキからコに該当すること。

ア　勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ　就業先が、県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ　就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ　週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて次に掲げる事項の全てに該当する対象法人に就業していること。

ａ　官公庁等（第三セクターのうち、出資金が 10 億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

ｂ　資本金 10 億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね 50 億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。

ｃ　みなし大企業でないこと。（ただし、上記ｂの法人がいわゆる親会社である場合は、みなし大企業としない）

ｄ　本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏のうち条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。

ｅ　雇用保険の適用事業主であること。

ｆ　「くまもと移住定住ＵＩＪターン就職支援センター」へ登録している法人であること。

ｇ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗営業者でないこと。

ｈ　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

オ　上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記（イ）の求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ　当該法人に、移住支給金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

ク　週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ケ　当該就業先において、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

コ　目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

（３）　テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ　移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ、週 20 時間以上テレワークを実施すること。

ウデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

（４）　本事業における関係人口に関する要件

あらかじめ移住支援窓口等へ相談している者で､転入時 50 歳未満であって、次のアに掲げる関係人口要件のいずれかに該当し、かつ、イに掲げる地域の担い手確保の要件のいずれかに該当すること。

ア　関係人口要件

a　あらかじめ県や村の移住支援窓口等へ相談している者

b　村のワーケーション、お試し移住またはスポーツ合宿、イベント等に参加経験を有する者

c　村内におけるイベント等関係人口創出にかかる事業に携わる者

イ　地域の担い手確保の要件

a　村内で起業する者（村の主要産業である農林業経営も起業とみなす。）

b　農林水産業に就業する者（兼業は不可）

c　事業継承者（後継者）

d　村職員採用者、村内地域おこし団体等に属する者

e　村内事業者に就業する者

f　村サテライトオフィス等進出支援事業費補助金の認定を受けた事業所に就業する者

（５）　起業に関する要件

１年以内に熊本県が要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

（支援金の額）

第３条　支援金の額は、次の各号に掲げる移住者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　２人以上の世帯の移住者　１００万円

（２）　単身の移住者　６０万円

２　18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき１０

０万円を加算する。ただし、第２条第１項第１号アのうちｄに該当する場合は、18歳未満の者一人につき３０万円を加算する。

（支援金の交付申請）

第４条　支援金の交付を申請しようとする者は、水上村移住支援金交付申請書（別記第１号様式）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、申請年度の２月末日までに水上村長に提出しなければならない。

（１）　全ての申請者

ア　写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）

イ　移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間（第２条第１号アに該当すること。）を確認できる書類）

ウ　支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

（２）　東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた者（次号に定める者を除く。）

ア　東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書又はこれに代わる書類（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

（３）　東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主

ア　法人事業届出済証明書、個人事業開業届出済証明書又はこれらに代わる書類（移住元での在勤地を確認できる書類）

イ　個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

（４）　２人以上の世帯の移住者

ア　移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む２人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

（５）　支援金（就業の場合）の申請者

ア　就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日等を確認できる書類）（別記第２号様式１）

（６）支援金（テレワークの場合）の申請者

ア　就業先企業等の就業証明書（自己の意思等を確認できる書類）（別記第２号様式）

（７）支援金（本事業における関係人口の場合）の申請者

ア　第２条第４号の該当する項目において証明できるもの

（８）支援金（起業の場合）の申請者

ア　起業支援金の交付決定通知書の写し

（支援金の支給）

第５条　水上村長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適当であると認めるときは、予算の範囲内で支援金の交付を決定し、熊

本県移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書（別記第３号様式）により通知するものとする。

（支援金の請求）

第６条　支援金の請求書は、移住支援金交付請求書（別記第４号様式）によるものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第７条　申請者が補助金の交付決定を受けた後，紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、熊本県移住支援事業に係る移住支援金交付決定通知書再交付願（別記第５号様式。以下「再交付願」という。）を水上村長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第８条　水上村長は、前項の再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに熊本県移住支援事業に係る移住支援金交付決定通知書（再交付）（別記第６号様式）を申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

第９条　水上村長は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（支援金の返還）

第10条　水上村長は、支援金の支給を受けた者が次の各号に定める区分に応じて掲げる要件に該当する場合、当該各号に定める支援金の額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、知事に協議のうえ、水上村長が認めた場合は、この限りでない。

（１）　次のアからエまでに該当する場合　全額

ア　虚偽の申請であることや居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ　支援金の申請日から３年未満で本水上村から転出した場合

ウ　（就業の場合のみ該当）支援金の申請日から１年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ　要領に規定する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

（２）　支援金の申請日から３年以上５年以内に本水上村から転出した場合　半額

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年７月 17 日から施行し、改正後の令和６年度(2024 年度)水上村移住支援金交付要綱の規定は、同年７月５日から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の水上村移住支援金交付要綱の規定は、令和７年４月１日以後に本村に転入した者に適用し、同日前に本村に転入した者は、なお従前の例による。

別記
第１号様式（第４条関係）

水上村長　　様

年　　月　　日

水上村移住支援金交付申請書

熊本県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領並びに水上村移住支援金交付要綱に基づき、支援金の交付を申請します。

１　申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年　　月　　日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
転入日	年　　月　　日		

２　移住支援金の内容（該当する欄に〇を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1 の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類		就業		起業	上記家族の人数のうち 18 歳未満の者の人数	人
		テレワーク		関係人口		

３　各種確認事項（該当する欄に〇を付けてください）※

要綱第 2 条に定める要件について		Ａ．満たす		Ｂ. 満たさない
別紙 1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		Ａ．誓約する		Ｂ. 誓約しない
別紙 2「熊本県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		Ａ．同意する		Ｂ. 同意しない

申請日から5年以上継続して、水上村に居住する意思について		Ａ．意思がある		Ｂ．意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から 5 年以上継続して就業・起業する意思について		Ａ．意思がある		Ｂ．意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		Ａ．3親等以内の親族に該当しない		Ｂ．3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 水上村への移住の意思について		Ａ．自己の意思である		Ｂ．所属からの命令である

※ 各種確認事項のＢ．に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

４　転出元の住所

住所	〒

５（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

６（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年　　回程度／行くことはない／その他（　　）
テレワーク勤務の時間	週　　時間

７（関係人口要件による移住者のみ記載）関係人口要件の該当項目

関係人口要件	
地域の担い手確保の要件	

管理コード（熊本県及び市町村使用欄）	

第１号様式別紙１（第４条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　熊本県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、熊本県及び水上村から求められた場合には、それに応じます。

２　居住地等その他移住支援金に係る要件を確認するため、必要に応じて住民基本台帳等その他関係書類を確認することに同意します。

３　以下の場合には、熊本県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領並びに水上村移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
（２）移住支援金の申請日から３年未満に水上村以外の市区町村に転出した場合：全額
（３）熊本県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
（４）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に水上村以外の市区町村に転出した場合：半額
（就業の場合のみ）
（５）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

【熊本県移住支援事業に係る個人情報の取扱い】
熊本県及び水上村は、熊本県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
熊本県及び水上村は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。
熊本県及び水上村は、移住支援金の返還事由の該当の有無のため、就労状況及び居住状況について、就業先の企業に確認する場合があります。

【署名欄】

年　　月　　日　　申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第１号様式別紙２（第４条関係）

熊本県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

熊本県及び水上村は、熊本県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、熊本県及び水上村が定める個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、熊本県及び水上村は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

熊本県及び水上村は、移住支援金の返還事由の該当の有無の調査のため、就労状況及び居住状況について、就業先の企業に確認する場合があります。

第２号様式１（第４条関係）

年　　月　　日

水上村長　　様

所在地
事業者名
代表者名　　㊞
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	□週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締約などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	□３親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	□目的達成後に離職することが前提ではない □ プロフェッショナル人材事業　□ 先導的人材マッチング事業

熊本県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、熊本県及び水上村の求めに応じて、熊本県及び水上村に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第２号様式２（第４条関係）

年　　月　　日

水上村長　　様

所在地
事業者名
代表者名　　㊞
電話番号
担当者

就業証明書（テレワーク）（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	□所属先からの命令(転勤、出向、出張、研修等含む)ではない
交付金による 資金提供	□勤務先にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

熊本県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、熊本県及び水上村の求めに応じて、熊本県及び水上村に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第３号様式（第５条関係）

年　　月　　日

様

水上村長　　印

熊本県移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書

熊本県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「要領」という。）並びに水上村移住支援金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金　　金＿＿＿＿＿＿＿円

（備考）

１　水上村は、要領及び要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
・申請日から３年未満に水上村から転出した場合：全額
・申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
・要領に基づく起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
・申請日から３年以上５年以内に水上村から転出した場合：半額

２　水上村は、要領及び要綱の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考１に定める返還請求を行う場合があります。

３　【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げの適用について

・この通知書は【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は、金利引下げの適用を受けられない場合があります。
・移住支援金の返還を請求された場合は、【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・移住支援金を受領した方に対する【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から５年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

４　株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は、特別利率の適用を受けられない場合があります。
・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	

第４号様式（第６条関係）

移住支援金交付請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で確定通知があった、　　年度移住支援金として、下記の金額を交付されるよう水上村移住支援金交付要綱第６条の規定により請求します。

記

請求額　金　　円

（振込先）

金融機関名・支店名	
預金種別	当座　・　普通
口座番号	
フリガナ 口座名義	

※口座名義と請求者名が違う場合
上記口座へ振り込みをお願いします。

請求者　　㊞

年　　月　　日

請求者　所在地
名　称
代表者氏名　　㊞

水上村長　　様

第５号様式（第７条関係）
水上村長　　様

年　　月　　日

熊本県移住支援事業に係る移住支援金交付決定通知書再交付願

熊本県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領並びに水上村移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金交付決定通知書の再交付を申請します。

１　申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年　　月　　日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
転入日	年　　月　　日		

２　移住支援金の内容（該当する欄に〇を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1 の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類		就業		起業	上記家族の人数のうち 18 歳未満の者の人数	人
		テレワーク		関係人口		

３　各種確認事項（該当する欄に〇を付けてください）※

要綱第 2 条に定める要件について		Ａ．満たす		Ｂ．満たさない
別紙 1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		Ａ．誓約する		Ｂ．誓約しない
別紙 2「熊本県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		Ａ．同意する		Ｂ．同意しない
申請日から 5 年以上継続して、水上村に居住する意思について		Ａ．意思がある		Ｂ．意思がない
（就業・起業の場合のみ記載）		Ａ．意思がある		Ｂ．意思がない

申請日から 5 年以上継続して就業・起業する意思について				
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		Ａ．3 親等以内の親族に該当しない		Ｂ．3 親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 水上村への移住の意思について		Ａ．自己の意思である		Ｂ．所属からの命令である

※ 各種確認事項のＢ．に〇を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

４　転出元の住所

住所	〒

５　（東京 23 区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京 23 区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

６　（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年　　回程度／行くことはない／その他（　　）
テレワーク勤務の時間	週　　時間

７（関係人口要件による移住者のみ記載）関係人口要件の該当項目

関係人口要件	
地域の担い手確保の要件	

８　再交付申請を行う理由

管理コード（熊本県及び市町村使用欄）	

第６号様式（第８条関係）

年　　月　　日

様

水上村長　　印

熊本県移住支援事業に係る移住支援金交付決定通知書（再交付）

熊本県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領並びに水上村移住支援金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

なお、本通知は、移住支援金交付決定通知書の再交付であり、既に移住支援金が支払われている場合、これにより再度移住支援金を支払うものではありません。

移住支援金　　金＿＿＿＿＿＿＿円

（備考）

１　水上村は、要領及び要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
・申請日から３年未満で（市町村名）から転出した場合：全額
・申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
・要領に基づく起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
・申請日から３年以上５年以内に水上村から転出した場合：半額

２　水上村は、要領及び要綱の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行う場合があります。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考１に定める返還請求を行う場合があります。

３　【フラット 35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

・この通知書は、【フラット 35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は、金利引下げの適用を受けられない場合があります。
・移住支援金の返還を請求された場合は、【フラット 35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
・移住支援金を受領した方に対する【フラット 35】地方移住支援型の金利引下

げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から５年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

４　株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は、特別利率の適用を受けられない場合があります。
・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	